

在宅医療の推進について

【調査の目的】

昨今、医療へのニーズが多様化する中で、療養場所についても、従来の「病院」だけでなく、様々な希望を持たれる方が増えてきています。

県では、末期がんの患者さんなど医療の必要性が高い方でも、自宅や施設などの望んだ場所で安心して療養できるように、生活に密着した医療を提供できる体制づくりを行っているところです。

そこで、皆さんのご意見をお聴かせいただき、今後の施策の参考にさせていただきます。

【活用状況】

第7次福岡県保健医療計画の基礎資料とします。

(保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課)

問1》 治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか。

(N=352 選択は1つのみ)

1 自宅(子どもなど親族の家も含む)	58.2%	205人
2 病院などの医療施設	22.7%	80人
3 特別養護老人ホームなどの福祉施設	2.0%	7人
4 有料老人ホームや高齢者向けのケア付き住宅	3.4%	12人
5 わからない	11.4%	40人
6 その他	2.3%	8人

【6 その他(抜粋)】

- ・ 配偶者の状況による。(配偶者が健常で生存中なら自宅、死亡後は特別養護老人ホーム)
- ・ 死に場所にはこだわらない。ありのままに末世を極めたいので特になし。
- ・ その時の家族の状況による。子ども成人し独立しているのであれば、自分が負担になりたくはないので、病院などの医療施設で過ごしたい。子どもが小さいうちであれば、少しでも一緒にいたいので自宅で過ごしたい。
- ・ 精神的、肉体的に最も寛げる場所。個人の体調や精神的状況、経済状況も絡み選択できる範囲の中で決めていくことになる。
- ・ 若い年齢で迎えた場合は自宅で家族と一緒に迎えたい。高齢時に迎えた場合は家族への負担なども考え施設。できることなら病院以外が良い。
- ・ ホスピス(義父を介護した際、本人も家族も心身共にとても安心できた。)
- ・ 治る見込みが無いとわかるのであれば、緩和ケア施設に入りたい。

問2》 (※ 問1で「1(自宅)」と回答された方のみ) 最期まで自宅で過ごすことは、実現可能だと思うか。

(N=205)

1 実現可能だと思う	43.9%	90人
2 実現は難しいと思う	56.1%	115人

問3) 『治る見込みがない病気で余命が限られているのなら、住み慣れた自宅で最期を過ごしたい』という意見があるが、そのためにはどのような条件が必要か。

(N=352 複数選択可 回答件数 1,098)

1 介護してくれる家族がいること	48.3%	170 人
2 家族に負担があまりかからないこと	60.8%	214 人
3 急変時の医療体制があること	37.5%	132 人
4 自宅に往診してくれる医師がいること	36.9%	130 人
5 家族の理解があること	32.4%	114 人
6 訪問看護が受けられること	23.9%	84 人
7 ホームヘルパーなどの訪問介護が受けられること	15.3%	54 人
8 自宅が介護できる住居構造になっていること	15.6%	55 人
9 経済的に余裕があること	39.8%	140 人
10 その他	1.4%	5 人

【10 その他(抜粋)】

- ・ その時の状況を考慮しなくてはならないので、一概に今明確な答えは出ない
- ・ ほぼすべての条件が必要な感じがします。家族の理解と介助があるのであれば経済的に余裕がなくても自宅で最期を迎えられることが一番良いことだと思う。
- ・ 支援制度があること
- ・ ホスピス(義父を介護した後にホスピスのお世話になり本人も私たち家族も心身ともに安心できた)

問4) 在宅での療養生活を支える役割を持った専門職が、自宅を訪問し、ケアを行うサービスのうち、知っている訪問職種(サービス)

(N=352 複数選択可 回答件数 1,544)

1 医師	78.4%	276 人
2 看護師	69.3%	244 人
3 歯科医師・歯科衛生士	42.9%	151 人
4 薬剤師	22.2%	78 人
5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	27.3%	96 人
6 介護支援専門員(ケアマネジャー)	66.2%	233 人
7 ホームヘルパー	80.4%	283 人
8 (養成講座を受けた)在宅ボランティア	22.4%	79 人
9 保健師	29.5%	104 人

問5》在宅医療を希望する患者やその家族等の相談・支援をおこなう相談窓口「地域在宅医療支援センター」(※)が、県保健福祉環境事務所に設置されていることを知っているか。

(N=352)

1 知っている	25.9%	91 人
2 知らない	74.1%	261 人

※ 「地域在宅医療支援センター」とは

在宅医療を希望する患者さんやその家族等の、療養上の悩みや不安等の相談を受け、医療機関や訪問看護ステーションの紹介などの情報提供をおこなうところです。そのほか、医療・福祉関係者を対象とした研修会の開催などを行い、在宅医療の普及啓発や医療機関等との連携を図り、地域全体での支援にむけて取り組みます。

県内9ヵ所全ての保健福祉環境事務所に相談窓口を設置しました。

【開設時間】 9時00分～16時00分（祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日まで）

*相談は、保健師や医師等が担当します。